○千葉市コミュニティセンター設置管理条例

昭和５４年３月１５日

条例第５号

（設置）

第１条　本市は、市民のコミュニティ活動のための施設として、次のとおりコミュニティセンターを設置する。

名称	位置
千葉市中央コミュニティセンター	千葉市中央区千葉港２番１号
千葉市中央区蘇我コミュニティセンター	千葉市中央区今井１丁目１４番４３号
千葉市花見川区畑コミュニティセンター	千葉市花見川区畑町１３３６番地２
千葉市花見川区幕張コミュニティセンター	千葉市花見川区幕張町３丁目７７３０番地４
千葉市花見川区花島コミュニティセンター	千葉市花見川区花島町３０８番地
千葉市稲毛区穴川コミュニティセンター	千葉市稲毛区穴川４丁目１２番３号
千葉市稲毛区長沼コミュニティセンター	千葉市稲毛区長沼町４６１番地８
千葉市若葉区都賀コミュニティセンター	千葉市若葉区都賀４丁目２０番１号
千葉市若葉区千城台コミュニティセンター	千葉市若葉区千城台西２丁目１番１号
千葉市緑区鎌取コミュニティセンター	千葉市緑区おゆみ野３丁目１５番地２
千葉市美浜区高洲コミュニティセンター	千葉市美浜区高洲３丁目１２番１

	号
千葉市美浜区真砂コミュニティセンター	千葉市美浜区真砂２丁目３番１号

２　千葉市中央区蘇我コミュニティセンターに次の分館を置く。

名称	位置
千葉市中央区蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館	千葉市中央区千葉寺町１２０８番地２

３　千葉市中央コミュニティセンターに次の分室を置く。

名称	位置
千葉市中央コミュニティセンター松波分室	千葉市中央区松波２丁目１４番８号

（昭和５５条例４１・昭和５６条例１１・昭和５８条例４２・平成３条例１０・平成３条例４９・平成４条例１６・平成１１条例３８・平成１２条例６０・平成１３条例２６・平成１６条例３８・平成１７条例４２・平成２２条例１・平成２７条例４８・平成３１条例６・一部改正）

（施設）

第２条　コミュニティセンターの施設は、別表第１に掲げるとおりとする。

（使用者）

第３条　本市に在住し、在勤し、又は在学する者は、コミュニティセンターの施設を使用することができる。

２　前項に規定する者のほか、市長が認める者は、コミュニティセンターの施設を使用することができる。

（平成１６条例３８・平成１７条例４２・平成２７条例４８・一部改正）

（指定管理者による管理）

第４条　コミュニティセンターの管理は、地方自治法（昭和２２年法律第６

７号。以下「法」という。）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

（平成１７条例４２・追加、平成２４条例９・一部改正）

（業務の範囲）

第５条　指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

（１）第８条第１項に規定する使用の許可及び第１０条の規定による使用の制限等に関する業務

（２）コミュニティセンターの維持管理に関する業務

（３）前２号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

（平成１７条例４２・追加）

（休館日）

第６条　コミュニティセンターの休館日は、年末年始（１２月２９日から翌年の１月３日までの日をいう。）とする。ただし、市長がコミュニティセンターの管理上必要があると認めるときは、臨時に休館日を変更し、又は休館日以外の日に休館することができる。

２　前項本文の規定にかかわらず、千葉市中央区蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館の休館日は、千葉市ハーモニープラザ設置管理条例（平成１１年千葉市条例第３３号）第９条第１項に規定するプラザの休館日（同項の表に掲げる施設の休館日を除く。）の例による。

３　指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、前２項に規定する休館日にコミュニティセンターを開館することができる。

（平成１５条例５・全改、平成１７条例４２・旧第４条繰下・一部改正、平成３１条例６・一部改正）

（使用時間）

第７条　コミュニティセンターの施設の使用時間は、次のとおりとする。

（１）プール　午前１０時から午後９時まで（７月及び８月にあっては、

午前９時から午後９時まで）

（２）千葉市中央コミュニティセンター松波分室　午前９時から午後５時１５分まで

（３）図書室　午前９時から午後５時まで

（４）前３号に掲げる施設以外の施設　午前９時から午後９時まで

２　前条第１項ただし書の規定は、使用時間の変更について準用する。

３　指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、使用時間以外の時間にコミュニティセンターを開館することができる。

（平成１７条例４２・旧第５条繰下・一部改正、平成１９条例７・平成２１条例３８・平成２４条例９・一部改正）

（使用の許可）

第８条　コミュニティセンターの施設（ロビー、静養室、サンルーム、幼児室及び図書室を除く。）を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

２　指定管理者は、コミュニティセンターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

（平成１７条例４２・追加、平成２１条例３８・平成２２条例７４・平成２４条例９・一部改正）

（使用の不許可）

第９条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第１項の許可をしないものとする。

（１）公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

（２）営利を目的とすると認められるとき。

（３）コミュニティセンターの施設又は設備を破損するおそれがあると認

められるとき。

（４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団の利益になるとき。

（５）前各号に掲げる場合のほか、コミュニティセンターの管理上支障があると認めるとき。

（平成１７条例４２・追加、平成２０条例３５・一部改正）

（使用の制限等）

第１０条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、コミュニティセンターの施設の使用を制限し、若しくは停止し、第８条第１項の許可を取り消し、又はコミュニティセンターからの退去を命ずることができる。

（１）この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（２）偽りその他不正の手段により第８条第１項の許可を受けた事実が明らかになったとき。

（３）第８条第１項の許可に付した条件に違反したとき。

（４）前条第１号から第４号までに規定する使用不許可の事由が発生したとき。

（５）コミュニティセンターの管理の業務に従事する者の管理上の指示に従わないとき。

（６）前各号に掲げる場合のほか、コミュニティセンターの管理上支障があると認めるとき。

（平成１７条例４２・追加、平成２０条例３５・一部改正）

（意見の聴取）

第１０条の２　指定管理者は、必要があると認めるときは、第９条第４号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

２　市長は、前項の規定による求めがあったときは、第９条第４号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くものとする。

（平成２０条例３５・追加）

（使用権の譲渡等の禁止）

第１１条　第８条第１項の許可を受けた者（次条において「使用者」という。）は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（平成１７条例４２・追加、平成２４条例９・一部改正）

（利用料金）

第１２条　別表第２に掲げる施設又は設備の使用者は、指定管理者に対し、その使用に係る利用料金（法第２４４条の２第８項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）を支払わなければならない。

２　利用料金は、別表第２に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

３　利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（平成１７条例４２・追加）

（利用料金の減免）

第１３条　指定管理者は、規則で定める場合その他特に必要があると認める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（平成１７条例４２・追加）

（利用料金の不返還）

第１４条　既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、規則で定める場合その他指定管理者が特に必要があると認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

（平成１７条例４２・追加）

（指定管理者の指定の手続等）

第１５条　市長は、指定管理者の指定をしようとする場合は、規則で定めるところにより、公募するものとする。

２　前項の規定により公募した場合において、応募がないときは、再度の公募を要しない。

３　指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

４　市長は、前項の規定による申請の内容を次に掲げる基準により審査し、コミュニティセンターを最も適切に管理することができると認める法人等を、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

（１）市民の平等な利用を確保するものであること。

（２）コミュニティセンターの効用を最大限に発揮するとともに、その管理に要する経費を縮減するものであること。

（３）コミュニティセンターの管理を安定して行う能力を有すること。

（４）コミュニティセンターの適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと。

（５）前各号に掲げるもののほか、市長が定める基準

５　市長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。法第２４４条の２第１１項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

６　前各項に定めるもののほか、指定管理者の指定の手続に関し必要な事項は、規則で定める。

（平成１７条例４２・追加、平成２２条例７・一部改正、平成２４条例９・旧第１７条繰上）

（管理の基準）

第１６条　指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、コミュニティセンターの管理を行わなければならない。

（平成１７条例４２・追加、平成２４条例９・旧第１８条繰上）

（関係法令の適用）

第１７条　この条例に定めるもののほか、千葉市花見川区花島コミュニティセンターの管理については都市公園法（昭和３１年法律第７９号）、同法に基づく命令及び千葉市都市公園条例（昭和３４年千葉市条例第２０号）、千葉市中央区蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館の管理については千葉市ハーモニープラザ設置管理条例に定めるところによる。

（平成１６条例３８・追加、平成１７条例４２・旧第８条繰下、平成２４条例９・旧第１９条繰上、平成３１条例６・一部改正）

（委任）

第１８条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（平成１６条例３８・旧第８条繰下・一部改正、平成１７条例４２・旧第９条繰下、平成２４条例９・旧第２０条繰上）

附　則

（施行期日）

１　この条例は、昭和５４年４月１日から施行する。

（平成３１条例６・一部改正）

（千葉市中央コミュニティセンター設置管理条例の廃止）

２　千葉市中央コミュニティセンター設置管理条例（昭和４９年千葉市条例第２３号）は、廃止する。

（平成３１条例６・一部改正）

（経過措置）

３　この条例施行前、この条例による廃止前の千葉市中央コミュニティセン

ター設置管理条例によりなされた行為は、この条例によりなされた行為とみなす。

（平成３１条例６・一部改正）

（指定管理者の指定の手続等の特例）

４　千葉市中央区蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館の指定管理者の指定（平成３３年３月３１日以前を期間の終期とするものに限る。）の手続については、第１５条第１項から第４項までの規定にかかわらず、市長は、当該施設の管理を適切かつ確実に行うことができると認める法人等を、その申請により、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。この場合において、同条第５項中「前項」とあるのは「附則第４項前段」と、同条第６項中「前各項」とあるのは「前項及び附則第４項」とする。

（平成３１条例６・追加）

附　則（昭和５５年３月３１日条例第９号）

この条例は、昭和５５年４月１日から施行する。

附　則（昭和５５年９月２５日条例第４１号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（昭和５５年規則第４６号で昭和５５年１１月１６日から施行）

附　則（昭和５６年３月２７日条例第１１号）

この条例は、昭和５６年４月１日から施行する。

附　則（昭和５８年３月１５日条例第１４号）

この条例は、昭和５８年４月１日から施行する。

附　則（昭和５８年９月２１日条例第４２号）

この条例は、昭和５８年１１月１６日から施行する。

附　則（昭和６２年３月１９日条例第１１号）

この条例は、昭和６２年４月１日から施行する。

附　則（平成３年３月１４日条例第１０号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成３年規則第４１号で平成３年４月１６日から施行）

附　則（平成３年９月２７日条例第３４号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成４年４月１日から施行する。

附　則（平成３年１２月１３日条例第４９号）

この条例は、平成４年４月１日から施行する。

附　則（平成４年３月１９日条例第１６号）

この条例は、平成４年４月１日から施行する。

附　則（平成１０年３月２３日条例第３号）抄

１　この条例は、平成１０年４月１日から施行する。

附　則（平成１１年３月８日条例第１０号）

この条例は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則（平成１１年１２月１６日条例第３８号）

この条例は、平成１２年１月１５日から施行する。

附　則（平成１２年１２月１９日条例第６０号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成１３年規則第２号で平成１３年２月１５日から施行）

附　則（平成１３年６月８日条例第２６号）

この条例は、平成１３年６月２３日から施行する。

附　則（平成１４年３月１５日条例第８号）

この条例は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則（平成１５年３月１２日条例第５号）

この条例は、平成１５年５月１日から施行する。

附　則（平成１６年１２月２０日条例第３８号）

（施行期日）

１　この条例は、平成１７年４月１日から施行する。

（千葉市都市公園条例の一部改正）

２　千葉市都市公園条例（昭和３４年千葉市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（千葉市蘇我球技場条例の一部改正）

３　千葉市蘇我球技場条例（平成１６年千葉市条例第３５号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成１７年９月２６日条例第４２号）

１　この条例は、平成１８年４月１日から施行する。ただし、第９条を第２０条とし、第８条を第１９条とし、第７条の次に２条を加える改正規定（第１７条に係る部分に限る。）は公布の日から、別表第１の改正規定（千葉市若葉区都賀コミュニティセンター及び千葉市美浜区真砂コミュニティセンターに係る部分に限る。）は平成１７年１０月１日から施行する。

２　この条例による改正後の千葉市コミュニティセンター設置管理条例第１２条の規定は、この条例施行の日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附　則（平成１９年３月１２日条例第７号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年３月２１日条例第９号）

この条例は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年１２月１６日条例第３５号）

この条例は、平成２１年１月１日から施行する。

附　則（平成２１年１２月１８日条例第３８号）

この条例は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年１月２９日条例第１号）

この条例は、平成２２年２月１日から施行する。

附　則（平成２２年３月２３日条例第７号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年６月２８日条例第７４号）

１　この条例は、平成２３年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の千葉市コミュニティセンター設置管理条例別表第２の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附　則（平成２４年３月２１日条例第９号）

１　この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の日前の健康づくりのフロアの使用に係る使用料及び手数料の納付並びに還付については、なお従前の例による。

附　則（平成２５年１２月１９日条例第４１号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。ただし、第８条、第９条、第１０条、第１１条、第１２条、第１３条、第１４条、第１５条、第１６条、第１８条、第１９条、第２０条、第２１条、第２２条、第２４条、第２５条、第２６条、第２８条、第２９条、第３２条、第３３条、第３４条、第３５条中千葉市都市公園条例別表第９の改正規定、第３７条及び附則第４項から第１２項までの規定は、公布の日から施行する。

（利用料金の経過措置）

４　第８条の規定による改正後の千葉市コミュニティセンター設置管理条例別表第２、第９条の規定による改正後の千葉市土気あすみが丘プラザ設置管理条例別表第２、第１１条の規定による改正後の千葉市民会館設置管理条例別表第１、第１３条の規定による改正後の千葉市文化センター設置管理条例別表第１、第１４条の規定による改正後の千葉市文化ホール設置管理条例別表第２、第１６条の規定による改正後の千葉市文化交流プラザ設置管理条例別表第１、第１８条の規定による改正後の千葉市スポーツ施設設置管理条例別表第２、第１９条の規定による改正後の千葉ポートアリーナ設置管理条例別表第１から別表第３まで、第２０条の規定による改正後の千葉市民ゴルフ場設置管理条例別表、第２１条の規定による改正後の千葉アイススケート場設置管理条例別表、第２２条の規定による改正後の千葉市ハーモニープラザ設置管理条例別表第２、第２４条の規定による改正後の千葉市勤労市民プラザ設置管理条例別表第２、第２５条の規定による改正後の千葉市ビジネス支援センター設置管理条例別表第３、第２８条の規定による改正後の千葉市ふるさと農園設置管理条例別表、第２９条の規定による改正後の千葉市都市農業交流センター設置管理条例別表第３、第３２条の規定による改正後の千葉市生涯学習センター設置管理条例別表第２、第３４条の規定による改正後の千葉マリンスタジアム設置管理条例別表、第３５条の規定による改正後の千葉市都市公園条例別表第９及び第３７条の規定による改正後の千葉市蘇我球技場条例別表の規定は、適用日以後の使用に係る利用料金について適用し、適用日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附　則（平成２７年６月２９日条例第４８号）

１　この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の別表第２第１項第２号、第１２号及び同項備考並びに同表第２項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る利用料

金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附　則（平成３１年３月８日条例第６号）抄

１　この条例は、平成３２年４月１日から施行する。ただし、第２条中千葉市コミュニティセンター設置管理条例第１条第１項の表及び別表第２第１項第１号の表の改正規定、同項第２号の表の改正規定（「６６０円」を「６７０円」に、「６５０円」を「６６０円」に、「６４０円」を「６５０円」に、「６３０円」を「６４０円」に、「６７０円」を「６８０円」に、「３，１６０円」を「３，２１０円」に改める部分に限る。）並びに同項第４号の表、同項第５号の表、同項第６号の表、同項第７号の表、同項第８号の表、同項第９号の表、同項第１０号の表、同項第１１号の表、同項第１２号の表並びに別表第２第２項第２号アの表及び同号イの表の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

３　第２条の規定による改正後の千葉市コミュニティセンター設置管理条例別表第２の規定（千葉市中央区蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館に係るものを除く。）は、平成３１年１０月１日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附　則（令和４年６月２９日条例第２０号）抄

１　この条例は、規則で定める日から施行する。

（令和４年規則第５４号で令和５年４月２０日から施行）

３　この条例の施行の日前の千葉公園体育館、千葉市中央コミュニティセンターの体育館、柔道場及び剣道場並びに千葉市武道館の使用に係る利用料金の支払及び返還については、なお従前の例による。

別表第１

（平成４条例１６・全改、平成１１条例３８・平成１２条例６０・

平成１６条例３８・平成１７条例４２・平成２１条例３８・平成２４条例９・平成２７条例４８・平成３１条例６・令和４条例２０・一部改正）

名称	施設
千葉市中央コミュニティセンター	ロビー　幼児室　集会室　サークル室　講習室　美術・視聴覚室　料理実習室　和室　茶室　語学練習室　多目的室　ホール　音楽室　図書室　プール 松波分室 ロビー　和室　茶室　会議室
千葉市中央区蘇我コミュニティセンター	ロビー　幼児室　創作室　創作準備室　講習室　集会室　和室　音楽室　料理実習室　サークル室　大広間　多目的ホール　ホール　エアロビクス室　図書室　トレーニング室　体育館 ハーモニープラザ分館 創作室　講習室　美術・工芸室　陶芸作業室　料理実習室　和室　茶室　多目的室　音楽室　フィットネスルーム　ハーモニーホール
千葉市花見川区畑コミュニティセンター	ロビー　静養室　サンルーム　幼児室　創作室　講習室　集会室　和室　音楽室　料理実習室　サークル室　図書室　体育館
千葉市花見川区幕張コミュニティセンター	ロビー　静養室　サンルーム　幼児室　創作室　講習室　集会室　和室　料理実習室　ホール　図書室　体育館
千葉市花見川区花島コミュニティセンター	幼児室　創作室　講習室　集会室　和室　音楽室　サークル室　多目的室
千葉市稲毛区穴川コミ	ロビー　幼児室　創作室　講習室　集会室　和室

ュニティセンター	音楽室　料理実習室　サークル室　大広間　多目的室　会議室　体育館
千葉市稲毛区長沼コミュニティセンター	ロビー　幼児室　創作室　講習室　集会室　和室　音楽室　料理実習室　サークル室　大広間　多目的室　会議室　体育館
千葉市若葉区都賀コミュニティセンター	ロビー　静養室　サンルーム　幼児室　創作室　講習室　集会室　和室　音楽室　料理実習室　サークル室　大広間　多目的室　会議室　ホール　体育館
千葉市若葉区千城台コミュニティセンター	ロビー　幼児室　創作室　講習室　集会室　和室　音楽室　料理実習室　サークル室　大広間　多目的室　会議室　研修室　トレーニング室　ヘルシーホール
千葉市緑区鎌取コミュニティセンター	ロビー　幼児室　創作室　講習室　集会室　和室　音楽室　料理実習室　サークル室　大広間　多目的ホール　会議室　体育館
千葉市美浜区高洲コミュニティセンター	ロビー　静養室　幼児室　創作室　講習室　集会室　和室　音楽室　料理実習室　サークル室　大広間　ホール
千葉市美浜区真砂コミュニティセンター	ロビー　幼児室　創作室　講習室　集会室　和室　音楽室　料理実習室　サークル室　視聴覚室　多目的室　ホール　図書室　体育館

別表第２

（平成２２条例７４・全改、平成２５条例４１・平成２７条例４８・平成３１条例６・令和４条例２０・一部改正）

１　集会室等利用料金

（１）　千葉市中央コミュニティセンター

区分		金額	
集会室		１コマにつき	３３０円
サークル室１			１１０円
サークル室２			１１０円
サークル室３			１１０円
サークル室４			７０円
サークル室５			６０円
サークル室６			１６０円
サークル室７			１６０円
講習室１			３３０円
講習室２			３３０円
講習室３			３３０円
講習室４			３３０円
講習室５			３３０円
美術・視聴覚室			９２０円
料理実習室１			６８０円
料理実習室２			６００円
和室			３４０円
茶室１			５００円
茶室２			２８０円
語学練習室			６２０円
多目的室			３３０円
ホール			１，０２０円
音楽室１			３６０円
音楽室２			６８０円
松波分室	和室１		８０円

	和室２		２００円
	和室３		６０円
	茶室		１７０円
	会議室		８０円

（２）　千葉市中央区蘇我コミュニティセンター

区分		金額	
創作室		１コマにつき	６７０円
創作準備室			１１０円
講習室１			３００円
講習室２			２１０円
講習室３			２１０円
集会室			２３０円
和室１			２３０円
和室２			２１０円
音楽室１			６６０円
音楽室２			６５０円
料理実習室			６４０円
サークル室１			１１０円
サークル室２			１００円
大広間			６８０円
多目的ホール			３，２１０円
ホール			６７０円
エアロビクス室			４４０円
ハーモニープラザ分館	創作室		４４０円
	講習室１		２５０円
	講習室２		２１０円

	講習室３		４４０円
	講習室４		４４０円
	美術・工芸室		４７０円
	陶芸作業室		５９０円
	料理実習室		４４０円
	和室１		１７０円
	和室２		１５０円
	茶室１		３０円
	茶室２		２０円
	多目的室		４８０円
	音楽室		３５０円
	ハーモニーホール		１，８３０円

（３）　千葉市花見川区畑コミュニティセンター

区分	金額	
創作室	１コマにつき	２６０円
講習室		４３０円
集会室		２８０円
和室１		１６０円
和室２		４４０円
音楽室		４３０円
料理実習室		２３０円
サークル室		１２０円

（４）　千葉市花見川区幕張コミュニティセンター

区分	金額	
創作室	１コマにつき	４９０円

講習室１		３６０円
講習室２		２５０円
集会室１		８１０円
集会室２		２４０円
和室		４９０円
料理実習室		２６０円
ホール		１，１５０円

（５）　千葉市花見川区花島コミュニティセンター

区分	金額	
創作室１	１コマにつき	３２０円
創作室２		４１０円
講習室１		４２０円
講習室２		４４０円
集会室		２５０円
和室		２６０円
音楽室		５２０円
サークル室１		５１０円
サークル室２		２４０円
多目的室		１，８７０円

（６）　千葉市稲毛区穴川コミュニティセンター

区分	金額	
創作室	１コマにつき	４８０円
講習室		２００円
集会室		２４０円
和室		２７０円
音楽室		５１０円

料理実習室		３１０円
サークル室		５８０円
大広間		６５０円
多目的室		１，７１０円
会議室		２５０円

（７）　千葉市稲毛区長沼コミュニティセンター

区分	金額	
創作室	１コマにつき	３９０円
講習室		３２０円
集会室		１９０円
和室		２３０円
音楽室		５１０円
料理実習室		３４０円
サークル室		４４０円
大広間		５５０円
多目的室		１，２８０円
会議室		３２０円

（８）　千葉市若葉区都賀コミュニティセンター

区分	金額	
創作室	１コマにつき	４３０円
講習室１		２５０円
講習室２		２４０円
講習室３		２４０円
集会室		２９０円
和室１		２５０円
和室２		２６０円

音楽室		４８０円
料理実習室		３９０円
サークル室		２４０円
大広間		５００円
多目的室		４６０円
会議室		２２０円
ホール		１，１２０円

（９）　千葉市若葉区千城台コミュニティセンター

区分	金額	
創作室１	１コマにつき	２４０円
創作室２		２５０円
講習室		２７０円
集会室		２００円
和室		３８０円
音楽室		４７０円
料理実習室		３９０円
サークル室１		３３０円
サークル室２		２８０円
大広間		６３０円
多目的室		１，３５０円
会議室		２８０円
研修室		１７０円
ヘルシーホール		５１０円

（１０）　千葉市緑区鎌取コミュニティセンター

区分	金額	
創作室	１コマにつき	３９０円

講習室		２２０円
集会室		２４０円
和室		２３０円
音楽室		４５０円
料理実習室		２５０円
サークル室		２６０円
大広間		４５０円
多目的ホール		１，６００円
会議室		２１０円

（１１）　千葉市美浜区高洲コミュニティセンター

区分	金額	
創作室	１コマにつき	３６０円
講習室１		３６０円
講習室２		３６０円
集会室		３６０円
和室		１７０円
音楽室		３６０円
料理実習室		３６０円
サークル室１		１７０円
サークル室２		１７０円
大広間１		５３０円
大広間２		１７０円
ホール１		１，３００円
ホール２		６２０円

（１２）　千葉市美浜区真砂コミュニティセンター

区分	金額

創作室１	１コマにつき	３２０円
創作室２		３２０円
講習室１		３２０円
講習室２		３２０円
集会室		３２０円
和室１		５６０円
和室２		３２０円
和室３		３２０円
音楽室		７１０円
料理実習室		７３０円
サークル室１		１６０円
サークル室２		１６０円
サークル室３		１６０円
サークル室４		３２０円
視聴覚室		３２０円
多目的室		６６０円
ホール１		８９０円
ホール２		８９０円

備考

１　「１コマ」とは、次の各号のいずれかの時間帯の２時間をいう。

（１）　午前９時から午前１１時まで

（２）　午前１１時から午後１時まで

（３）　午後１時から午後３時まで

（４）　午後３時から午後５時まで

（５）　午後５時から午後７時まで（千葉市中央コミュニティセンター松波分室を除く。）

（６）　午後７時から午後９時まで（千葉市中央コミュニティセンター松波分室を除く。）

２　使用時間内において、使用の許可を受けた時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合の当該使用に係る利用料金の額は、超過し、又は繰り上げて使用する時間１時間までごとに、第１号から第１２号までの表に定める金額の２分の１に相当する額とする。

３　前項の規定により算出された額に１０円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

２　体育館・フィットネスルーム利用料金

（１）　個人使用

区分	２時間まで	超過１時間につき
一般	２２０円	１１０円
中・高校生	１００円	５０円
小学生以下	７０円	３５円

備考　３０人以上の団体利用の場合は、１割引とする。

（２）　専用使用

ア　体育館

区分		午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで
一般	全館	４，５９０円	４，５９０円	９，２１０円
	半館	２，２９０円	２，２９０円	４，５９０円
高校生以下	全館	２，２６０円	２，２６０円	４，５５０円
	半館	１，１３０円	１，１３０円	２，２７０円

備考

１　使用時間内において、使用の許可を受けた時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合の当該使用に係る利用料金の額は、超過し、又は

繰り上げて使用する時間１時間までごとに、当該超過し、又は繰り上げて使用する時間帯に係るこの表に定める金額の４分の１に相当する額とする。

２　前項の規定により算出された額に１０円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

イ　フィットネスルーム

区分	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで
一般	２，２００円	２，２００円	４，４４０円
高校生以下	１，１００円	１，１００円	２，２２０円

備考

１　使用時間内において、使用の許可を受けた時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合の当該使用に係る利用料金の額は、超過し、又は繰り上げて使用する時間１時間までごとに、当該超過し、又は繰り上げて使用する時間帯に係るこの表に定める金額の４分の１に相当する額とする。

２　前項の規定により算出された額に１０円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

３　プール利用料金

区分	通常期（７月及び８月以外）			夏期（７月及び８月）		
	小学生以下	中・高校生	一般	小学生以下	中・高校生	一般
基本料金（２時間まで）	１００円	２００円	３００円	７０円	１００円	２２０円
超過料金（超過１時間につき）	５０円	１００円	１５０円	３５円	５０円	１１０円

備考　３０人以上の団体利用の場合は、１割引とする。

４　トレーニング室利用料金

区分 時間	中・高校生	一般
２時間まで	１００円	２２０円
超過１時間につき	５０円	１１０円

５　設備利用料金

区分	金額
コインロッカー	１回につき　１０円
陶芸窯	１回につき　３，３００円